

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)について

(諮問第3063号)

<目 次>

1	報告書(案)	1
2	申請概要	29
3	審査結果	43

別添

- 接続約款変更認可申請書(写)(東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写)(西日本)

平成26年3月26日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会  
部会長 東海 幹夫 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

### 報 告 書 (案)

平成26年1月29日付け諮問第3063号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

#### 記

- 1 復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することを内容とする「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立したことを踏まえて接続料が再算定された場合には、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更を認可することが適当と認められる（当委員会の考え方は別添1のとおり）。
- 2 提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりであり、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する（括弧内は別添2において対応する当委員会の考え方）。
  - (1) NTT東西に対し、接続料の適正性を確保する観点から、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後2か月以内に総務省に報告することを要請すること（考え方7）。
  - (2) 本件申請における各年度の予測需要が実績と乖離する可能性も排除できないため、NTT東西に対し、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時まで総務省に報告することを要請すること（考え方7）。
  - (3) NTT東西に対し、光配線区画の見直し状況について、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告するとともに、エントリーメニューの利用状況について、毎年12月末まで

に総務省に報告することを要請すること（考え方8）。

## 接続料原価

第一種指定設備管理運営費

他人資本費用

自己資本費用

利益対応税

調整額

- ・事業税
- ・地方特別法人税
- ・法人税
- ・道府県民税
- ・市町村民税
- ・復興特別法人税(2.55%→0%\*)

H26年度  
以降

※ 平成26年3月20日「所得税法等の一部を改正する法律案」の成立により一年前倒して終了

本件申請においては、復興特別法人税が平成26年度にも適用されることを前提に接続料が算定されているが、平成26年3月20日、「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立し、復興特別法人税の課税期間を一年前倒して終了することが確定したため、平成26年度の接続料については、これを前提として再算定することが適当である。



東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備  
に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)  
(平成26年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定)

## 1. 総論

意 見	再 意 見	当委員会の考え方 (案)
<p>意見1 FTTH市場の活性化を通じて国民利便の向上を図るためには、加入光ファイバ接続料の更なる低廉化が必要。</p>	<p>再意見1</p>	<p>考え方1</p>
<p>○ メタル回線から光ファイバへのマイグレーションが進展している中、光ファイバ等の新しいサービスへの円滑な移行や世界最高レベルのインフラ整備を実現するためには、公正な競争環境を整備し、中長期的に持続可能な設備競争を通じて、インフラの強化やサービスの高度化を図っていくとともに、多様な事業者により低廉な料金と革新的なサービスといった「利益」が国民に還元されることが必要と考えます。</p> <p>しかしながら、FTTH 市場においては、NTT 東・西が市場の約 7 割を占め、未だ公正な競争環境が確保されているとは言えません。競争事業者は、NTT 東・西が保有するボトルネック設備や光配線区画情報の利用が不可欠ですが、未だ NTT 東・西と接続事業者間で完全に同等な利用環境となっていない状況です。また、光ファイバ接続料水準も低廉化傾向にあるとは言え、競争促進、国民利便向上の観点からは、更なる低廉化が必要と考えます。</p> <p>したがって、接続料水準の継続的な低廉化を図るとともに、NTT 東・西が保有するボトルネック設備の利用において、国民の利便向上の観点から自治体や接続事業者が利用しやすいよう、光配線区画等の利用環境の整備を進め、ユーザーが多様な選択肢の中からサービスを選べるよう競争を推し進めることが重要です。</p>	<p>○ 今回認可申請された加入光ファイバ接続料は、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しにより、本来のコストであれば今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、激変緩和措置を講ずることで、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ 国民生活に不可欠な社会活動の基盤やあらゆる産業における経済活動の基盤としての役割を担うブロードバンドの普及を更に促進していくためには、多様な事業者による新規参入、料金の低廉化、サービスの多様化が不可欠である。FTTH サービスについては、引き続き、市場の更なる活性化を図るため、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。)を踏まえた適切な激変緩和措置を講じつつ、加入光ファイバ接続料の低廉化が図られるよう、NTT東西においては、引き続きコスト削減に努めていくことが適当である。</p>

<p>(KDDI)</p> <p>○ 平成26年度から28年度までの3年間で算定期間とする「将来原価方式」の採用につきましては賛同致します。しかしながら、今回申請がなされている接続料金につきましては、過年度と比較して低廉化傾向が緩やかになっており、市場の活性化を図るためには光ファイバ接続料金のさらなる低廉化が必要であると考えます。</p> <p>(ソネット)</p>		
--	--	--

## 2. 需要予測・設備コストの予測に係る意見

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>意見2 FTTH市場の拡大が継続していることに鑑みれば、加入光ファイバの需要を積極的に見込むことが必要。</p> <p>○ 光ファイバの需要については、市場の拡大が継続していることを鑑みても積極的に需要を見込む必要があると考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>再意見2</p> <p>○ 今回の申請においては、光ファイバ需要の伸びが鈍化している中、合理的な範囲で、自社他社問わずに需要拡大を最大限積極的に見積もって算定しており、これ以上の需要の上積みは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、今回の申請においても、これまでと同様にコスト削減等を最大限織り込み算定していますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき、光ファイバとメタル間の配賦方法の見直しを行ったことにより、接続料の低廉化傾向は緩やかになっています。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>考え方2</p> <p>○ 本件申請において用いられている加入光ファイバの需要のうち、NTT東西利用分の予測については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、平成25年度事業計画における純増数と同数の純増を各年度において見込んでおり、一定程度の積極的な需要見積もりが行われているものと認められる。</p> <p>○ また、他事業者利用分の需要予測については、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んでいるものと認められる。</p>

		<p>○ NTT東西が本件申請において用いている加入光ファイバの需要予測は、単にこれまでの利用状況や市場動向を踏まえるだけでなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測し、ダークファイバの需要を含め、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んだものになっていると認められる。</p>
意見3 光ファイバケーブルの耐用年数については、実態に即して見直すことが必要。	再意見3	考え方3
<p>○ メタルケーブルについては、メタル検討会の取り組みにて、従前の耐用年数(13年)を超えて利用されているケーブルが多数存在したことがNTT東西殿の調査から明らかになったため、平成25年度より使用実態に近い耐用年数として架空28年、地下36年に見直される結果となりました。</p> <p>上記の考え方と同様に、加入光ファイバ接続料に係る設備(光ファイバ等)についても経過年数等を調査した上で、現行の経済的耐用年数(架空15年、地下21年)と実際の使用年数が乖離している場合には、実態に即した耐用年数に見直す必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>○ 加入光ファイバ接続料の算定に用いられる光ファイバケーブルの耐用年数については、架空ケーブル15年、地下ケーブル21年となっています。一方メタルケーブルについては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」での検討の結果、平成25年度より光ファイバケーブルの2倍近い架空ケーブル28年、地下ケーブル36年となっています。</p> <p>平成25年11月28日付の接続料規則の一部を改正する省令案に対する弊社共意見書でも申し上げたとおり、ケーブルの耐用年数を決定する要因は、①ケーブルの劣化、②支障移転、③その他天災</p>	<p>○ 光ファイバケーブルの耐用年数については、平成20年度に見直しを行っており、その後、耐用年数に影響を及ぼす技術革新等が無いことから、適正な耐用年数を適用しているものと考えています。</p> <p>なお、耐用年数の見直しにあたっては、物理的な耐久性だけではなく、例えば、技術革新による設備の陳腐化に伴う更改や支障移転等の外生的な要因による撤去といった耐久性以外の要素も考慮することがあるため、一概に素材の耐久性のみを以って比較することは出来ないものと考えます。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光ファイバの耐用年数を見直すべきとの各社殿ご意見に賛同します。</p> <p>平成19年8月に公表された、電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会報告書にて、「そもそも固定資産は、その使用期間に応じて費用を認識し、適正な使用可能期間に応じて費用を配分することが原則である。」(※1)との考え方が示されている点も踏まえ、光ファイバケーブルの使用実態を調査した上で、現行の耐用年数と実際の使用年数に乖離がある場合には、実態に即した耐用年数に見直すべきと考えます。</p> <p>(※1) 平成19年8月 電気通信事業における会</p>	<p>○ 光ファイバに係る減価償却の算定に用いている耐用年数は、LRICモデルにおける経済的耐用年数を推計する際の考え方を踏まえて算定しており、適切なものと認められる。</p>



<p>や事故等と考えられますが、②の支障移転及び③のその他天災や事故等は光ファイバ、メタルとも同程度に発生すると考えられるため、この耐用年数の差は①のケーブルの劣化によるものと想定されます。</p> <p>ケーブルは被覆材と芯材から構成されますが、被覆材は光ファイバ、メタルとも同種の材料を利用しており耐久性は同程度と考えられます。芯線の材料は異なるため単純には比較できないものの、光ファイバケーブルの芯材がメタルケーブルの芯材と比較して大幅に耐久性が低いとは考えられません。NTT 東日本殿の光サービス紹介ウェブページ(※1)上には、メタルケーブルと比較した際の光ファイバケーブルのメリットとして「光ファイバーは耐久性に優れているので半永久的な利用が可能」との記載があり、NTT 東日本殿も光ケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐久性を有すると認識されているものと考えられます。</p> <p>従って、現状の加入光ファイバ接続料の算定における耐用年数には光ケーブルの耐久性が正しく反映されていない可能性があり、耐久性の観点から光ファイバケーブルはメタルケーブルと同等以上の耐用年数であるのが妥当と考えられることから、光ファイバケーブルの耐用年数について早急に見直す必要があります。</p> <p>※1 NTT 東日本殿ウェブページ ひかりLAN(FTTD):<a href="http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavi">http://www.ntteast.co.jp/business/solution/fttd_univ/overview.html?link_id=lnavi</a> (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>計制度の在り方に関する研究会報告書 第5章 1. (イー・アクセス)</p> <p>○ 光ファイバは、サービス提供されてから数多くの技術革新がなされており、ケーブルの耐久性の向上等が図られていると考えられることから、光ファイバケーブル(中継区間、地下、架空、ドロップ、屋内)等光ファイバに係る設備の耐用年数について、改めて実態調査を行い、その結果を踏まえ見直しを実施すべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
---	---	--

### 3. 配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料への影響の緩和措置に係る意見

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>意見4 光ファイバの設備コストを根拠としない恣意的な接続料設定は公正な競争環境を阻害するため行うべきではない。また、激変緩和措置については、公正な競争環境を阻害することがないかという観点で厳正に審査され、その審査内容は公の場で十分議論されるべき。</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p>
<p>○ 加入光ファイバ接続料について、光ファイバの設備コストを根拠としない、合理性に欠ける恣意的な料金設定を行うことは、ブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、その結果、これまでのような活発な設備競争や技術革新は起こらず、国民が不利益を被ることに繋がります。</p> <p>今回の接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書を踏まえ、「メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置」が講じられていますが、当該報告書（案）への意見に対する総務省殿考え方（考え方16）において、「影響緩和措置をとる場合においては、接続料の認可申請を受けて、総務省において影響緩和措置の合理性を含め審査がなされることとなる。」とあります。光ファイバ接続料が競争環境に与える影響を鑑み、当該措置の合理性については、メタル回線と光ファイバの両接続料について低廉化となっているかどうか、という単なるチェックに留まることなく、当該措置がブロードバンド市場における公正な競争環境を阻害することがないか、という視点にたつて厳正に審査されるべきと考えます。また、その審査内容については、審議会や接続委員会等の公の場で議論を尽くしていただくことを強く要望いたします。</p> <p>（ケイ・オプティコム）</p>	<p>○ 平成26年度及び平成27年度の配賦見直し後の加入者光ファイバの料金が現行接続料を上回る水準となったことから、「メタル回線のコストの在り方について」報告書を踏まえ、加入者光ファイバからメタル回線に影響緩和措置を行っているものであり、恣意的な接続料の設定を行っているものではありません。</p> <p>なお、本報告書において、加入者光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、以下の通りとされています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加入光ファイバ接続料への影響緩和の要否に係る基準については、配賦方法の見直しの影響を受ける、平成26年度及び平成27年度の接続料申請に際して、加入光ファイバ接続料の水準を基準として考慮することが適当</li> <li>・ 加入光ファイバの需要がこれまで増加傾向にあり、その接続料が低廉化してきたことを踏まえても、配賦方法の見直しの影響により、上昇する可能性もあることに鑑みれば、具体的に影響緩和の要否を判断する加入光ファイバ接続料の水準については、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合とすることが適当</li> <li>・ 配賦方法の見直しの影響の緩和の方法については、配賦方法の見直しは接続会計に反映されるところ、接続料算定に際しては、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランス</li> </ul>	<p>○ 本件申請では、メタル検討会報告書を踏まえ、平成26年度と平成27年度の接続料について、配賦方法を見直した影響を緩和するための措置等が講じられている。</p> <p>当該措置については、総務省において、「接続料が接続料規則に定めた方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること」（電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）第15条（2））を審査する中で、①激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か、②平成26年度から平成28年度までの接続料を年度ごとに低廉化するように激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か、③平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否かについて検討され、一定の合理性が認められるとされたものであり、メタル検討会報告書の趣旨に鑑み、当該措置は妥当なものと考えられる。</p>

<p>○ 設備コストと乖離した恣意的な接続料設定は公正な競争を阻害し、設備事業者の投資インセンティブを失わせるものであり、設備競争や技術革新が起これらに、結果として、国民が不利益を被ることに繋がることから、実施すべきではありません。</p> <p>影響緩和措置の合理性については、接続料の低廉化チェックだけではなく、当該措置が競争環境に与える影響を十分に考慮し、審査されるべきであり、その審査内容についても、審議会や接続委員会等の公の場で議論することが重要と考えます。</p> <p>(東北インテリジェント通信)</p>	<p>をとる観点から、例えば、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料の原価において、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映すること等により、調整を行うことが考えられる</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見5 ドライカッパ接続料を抑制するために光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は本来取るべきではない。</p>	<p>再意見5</p>	<p>考え方5</p>
<p>○ メタルから光ファイバへのマイグレーションが進展しており、日本再興戦略でも、世界最高レベルのインフラの整備が掲げられている中、今後のアクセス回線として中核を担う光ファイバについては、更なるマイグレーションの促進や競争促進のためにも、継続的な低廉化が必要です。</p> <p>今回申請された平成 26 年度以降の加入光ファイバ接続料は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに引き続き低廉化傾向が維持されていますが、本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた中、ドライカッパ接続料を抑制するために、メタル回線と光ファイバのコスト配賦の見直しより、接続料が前年度と比べ上昇してしまうところを、激変緩和措置を講ずることによって、低廉化傾向が維持されている状況となっています。</p> <p>ドライカッパ接続料を抑制するためには、これまで情報通信行政・郵政行政審議会答申からの要請にあるとおり、一義的には、NTT 東・西において不断のコスト削減を実施していくことが必要であり、光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応は</p>	<p>○ 「本来であれば、今回申請値よりも更なる低廉化が見込まれていた」とは何を意味しているのか不明ですが、今回申請した加入者光ファイバの接続料算定においては、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第4章第2節(3)において適切とされている配賦基準の見直しを反映して算定を行っているものであり、当社としては、適正な原価に基づいて、接続料算定を行っています。</p> <p>したがって、今回の配賦方法の見直しを捉えて、「光ファイバ接続料の更なる低廉化を妨げるような対応」というご指摘には当たらないものと考えます。</p> <p>また、ドライカッパ接続料の抑制にあたっては、従前からの新規投資の抑制等に加え、業務実施方法の見直しによる設備点検業務や故障修理業務の効率化、開通系システムの改善による事務処理稼働の削減、といった取り組みにより、引き続きアクセス回線に係るコスト削減に努めていく考えです。</p> <p>しかしながら、こうしたコスト削減努力を前提と</p>	<p>○ 考え方4のとおり。</p>

<p>本来取るべきではないと考えます。 (KDDI)</p>	<p>しても、メタル回線需要の大幅な減少が続く以上、いずれ接続料水準が上昇していくことは不可避であると考えます。</p> <p>なお、「メタル回線のコストの在り方について」報告書の第1章においても、「メタル回線については、今回のコストの見直しを実施しても、今後も急激な需要の減少が続く場合には、接続料が上昇となる可能性が高い」とされています。</p> <p>(NTT東西)</p>	
<p>意見6 乖離額調整により加入光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回る必要がないようにすることが必要。</p>	<p>再意見6</p>	<p>考え方6</p>
<p>○ 平成 27 年度以降の光ファイバ接続料については、乖離額調整によって今回申請された料金よりも上昇し、前年度を上回る可能性があります。</p> <p>マイグレーションが進展している状況の中、移行先の 1 つである光ファイバ接続料が上昇するようであれば、マイグレーションが進展せず、新規参入により競争促進が図られてきた FTTH 市場における競争が後退し、結果としてメタル、光ファイバ双方のユーザー利便を損なう恐れがあると考えます。</p> <p>したがって、乖離額調整により光ファイバ接続料が前年度を上回った場合には、配賦見直しによる影響の緩和措置を追加的に講じて、前年度を上回ることがないようにすることが必要と考えます。 (KDDI)</p>	<p>○ 原則、適正な原価に基づき各機能の接続料を算定することが適切であると考えますが、「メタル回線のコストの在り方について」報告書において、配賦方法の見直しを行った結果、加入者光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、影響緩和措置を実施することとされたことから、今回は例外的にメタル回線との間で影響緩和措置を実施したものです。したがって、このような措置は最小限にとどめる必要があり、既に今回の申請において影響緩和措置を行っていることから、基本的にはこれ以上の追加の影響緩和措置を実施すべきではないと考えます。</p> <p>また、平成27年度以降の接続料において、仮に加入者光ファイバ接続料が前年を上回った場合、メタル回線に追加的な負担を求めるといった影響緩和措置を再度実施することは、関係事業者の理解を得ることが困難になると想定されます。</p> <p>したがって、平成27年度以降の接続料において、平成25年度以降に発生する乖離額調整については、今回申請した影響緩和額は変えずに、加入者光ファイバとメタル回線のそれぞれで実施す</p>	<p>○ 接続料原価は、本来、機能ごとに、当該機能に係る第一種指定設備管理運営費等を基に算定することが原則とされているが(接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第8条第1項)、メタル検討会報告書を踏まえた配賦方法の見直しを実施した結果、本件申請における加入光ファイバ接続料が前年よりも上昇することが見込まれたため、本件申請に当たっては、この原則の例外として、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとるため、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する激変緩和措置を講ずる申請(接続料規則第3条ただし書に基づく許可申請)が本件申請に併せ行われたものである。</p> <p>接続料が前年度を上回った場合に追加的な激変緩和措置を講じるべきとの意見については、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦方法の見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。</p>

	ることが適切であると考えています。 (NTT東西)	
--	------------------------------	--

#### 4. 乖離額調整に係る意見

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
意見7 NTT東西の効率化の効果が無効となるため、将来原価方式における乖離額調整は、原則として認めるべきではない。	再意見7	考え方7
<p>○ 将来原価方式は申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方式であり、予測と実績の乖離は予測を行った申請者自らが責任を負うべきものです。また将来原価方式において乖離額調整制度を認めることは、NTT 東西殿が実施することになっていた効率化の効果を結果として無効化してしまうことになるため、原則として認めるべきではないと考えます。</p> <p>仮に接続事業者の需要に係る不確定要素が大きい等により特例を認めるとしても、従来のように無条件ですべての乖離額を調整する方式ではなく、乖離が発生した要因を詳細に検証し、NTT 東西殿のフレッツ光等の販売が振るわず需要予測が下回った場合やコスト削減が計画通り進まなかった場合等 NTT 東西殿に起因する要因に係る部分については乖離額調整を認めないといった対応が必要であると考えます。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を十分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請</p>	<p>○ 現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定(接続料規則第12条の2第1項)されており、乖離額調整制度は認められていない。</p> <p>これは、将来原価方式においては、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており(接続料規則第14条第2項ただし書)、申請者が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定し、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合には予測を行った申請者が自ら責任を負うべきものである等の考え方に基づくものである。</p> <p>○ NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、自社利用芯線数については、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要の見積もりを行っており、他事業者利用芯線数について、①シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、②シェアアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において、自社、他社ともに積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。</p>

	<p>料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて応分に負担すべきものと考えています。</p> <p>なお、平成22年度実績で▲58億円、平成23年度実績で▲65億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 将来原価方式は、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向のみならず、他事業者の営業戦略等によっても変化することから、構造上、予測との乖離が不可避であること、特にIPブロードバンド通信市場は、技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性が高いこと、また、接続料は設備を利用する事業者が当年度の原価を応分に負担することが基本原則であることから、将来原価方式においても、実績原価方式の場合と同様、当年度</p>	<p>一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。</p> <p>○ ただし、接続料の適正性を確保する観点から、NTT東西においては、平成26年度から平成28年度までの半期ごとの加入光ファイバの芯線数の状況について、各期間経過後2か月以内に総務省に対し報告を行うことが適当である。(要請)</p> <p>また、本件申請における各年度の予測需要が実績と乖離する可能性も排除できないため、NTT東西においては、実績需要に応じたコスト削減の取組について検討し、次年度の接続料に係る接続約款の変更認可申請時までに総務省に対し報告を行うことが適当である。(要請)</p>
--	---	---

	<p>の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>また、今回の接続料の算定にあたっては、自社他社問わずに需要拡大を積極的に見積もって算定していることから、予測と実績の乖離が発生する可能性が高くなっており、その点からも、当年度の実績原価を把握した段階で実績収入と実績原価との差額を補正する仕組みが必要と考えます。</p> <p>仮に、こうした差額を調整する仕組みが存在せず、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、申請者としては、自社他社ともに将来需要は極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>また、費用や投資についても、積極的に見積もった需要を基に、最小限となるように効率化や単価低減を織り込んで算定していますが、需要の場合と同様に、申請者だけが乖離に対して責任を負うということになれば、費用や投資についても極めて慎重に見積らざるを得ず、申請料金を今回の水準に設定することは困難であったと考えます。</p> <p>加入者光ファイバ接続料のコストの大半は当社の利用部門が負担しており、コスト削減インセンティブは十分働く仕組みとなっています。したがって、当社としては、効率的な業務運営を行う必要があるため、このような業務運営を行った結果として乖離額が発生した場合は、当社も含めた利用事業者にて応分に負担すべきものと考えています。</p> <p>なお、平成22年度実績で▲61億円、平成23年度実績で▲60億円をそれぞれ翌々期の接続料原価を引き下げる調整を行っています。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 乖離額調整制度を認めた場合には、「NTT東西</p>	
--	---	--

	<p>殿のコスト削減インセンティブが十分に機能しない」ことや、「接続事業者の予見性が確保出来ない」といった課題があることから、ソフトバンク殿ご指摘の通り、基本的には認めるべきではないと考えます。</p> <p>ただし、仮に乖離額調整制度をやむを得ず認める場合には、乖離額発生要因の適正性について十分な検証が必要であり、そのためには、「NTT東西殿によるコスト削減施策とその効果」等の情報を開示いただく必要があると考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	
--	--	--

## 5. 光配線区画に係る意見

意見	再意見	当委員会の考え方（案）
<p>意見8 光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるため、速やかに1光配線区画当たりの世帯数の適正化を実施すべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>現在、NTT 東・西の公開情報には、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」が掲載されており、最新の H25 年 9 月末時点の1光配線区画あたりの加入電話等敷設数は、NTT 東日本で約 58、NTT 西日本で約 37 となっておりますが、加入電話等敷設数には、シェアアクセスで提供し得ない大規模マンション等の敷設数も含まれており、当該数字をもって適正世帯数が確保されていると考えべきではありません。弊社で確認したシェアアクセスを利用可能な1光配線区画あたりの世帯数は、未だに NTT 東日本で約 31 世帯、NTT 西日本で約 24 世帯程度であり、NTT 東・西が主張する平均 50 世</p>	<p>○ 当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。</p> <p>大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前</p>	<p>○ NTT東西は、平成24年3月29日付け当審議会答申を踏まえ、光配線区画の見直しを実施しているが、接続事業者より、依然として光配線区画の適正化を求める意見があることを踏まえると、総務省において、光配線区画の見直しの状況を引き続き注視することが適当である。このため、NTT東西においては、光配線区画の見直し状況について、引き続き、毎年6月末及び12月末までに総務省に報告を行うことが適当である。</p> <p>(要請)</p> <p>また、上記答申において、光配線区画の見直し完了するまでの間の補完的措置としたエントリーメニューについても、総務省において、利用状況を注視することが適当であることから、NTT東西においては、エントリーメニューの利用状況について、引き続き、毎年12月末までに総務省</p>



<p>帯、40 世帯という水準とはかけ離れた実態となっていることを強く認識すべきです。公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があります。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ シェアドアクセス方式においては、1局外スプリッタあたりの光信号分岐端末回線の収容数が接続事業者の事業の採算に大きく影響を及ぼすため、1光配線区画あたりの世帯数の適正化が重要であると考えます。しかしながら、現在開示されている情報では、光配線区画の明確な範囲及び世帯数を接続事業者が認識することは困難です。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアドアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。</p> <p>このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアドアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。</p> <p>光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、昨年実施したトライアルの結果を踏まえ、本格提供の条件について平成26年2月5日に関係事業者の方々に対して説明会を開催したところです。</p> <p>また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを行っています。</p> <p>「光配線区画の範囲」については、当社は収容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所(番地号単位)、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p>加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>○ 当社は、設備全体でのコストの低廉化、開通工事の効率化、保守・運用上から見た設備品質</p>	<p>に報告を行うことが適当である。(要請)</p>
---	--	----------------------------

の確保等を考慮するとともに、既存の配線ルート、ケーブルによる道路横断の可否など、各地域の事情等を勘案した上で、より効率的に設備運営を行えるよう光配線区画を設定しています。

大規模マンションの場合は、単独で1の光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせることにより、接続事業者はシェアアクセス方式を用いて各世帯にサービス提供することが可能となっています。

また、小・中規模マンションの場合は、周辺の戸建て住宅とマンションを合わせて1の光配線区画とする方針で光配線区画を設定していますが、分岐端末回線をマンションの配線盤で成端し、自前の構内ケーブルと組み合わせる、あるいは、分岐端末回線を宅内まで引き通すことにより、接続事業者は、シェアアクセス方式を用いて、各世帯にサービス提供することが可能となっています。

このように、接続事業者は、マンションの規模に関わらず、シェアアクセス方式とするかシングルスター方式とするかを自由に選択することが可能であることから、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数にマンションにおける施設数が含まれていることは適切であると考えます。

光配線区画の拡大にあたっては、接続事業者から要望があれば、既存の光配線区画とは別に、接続事業者向けの新たな光配線区画を設定する考えであり、接続事業者向けの光配線区画のトライアルについては、平成24年5月に関係事業者の方々に対して説明会を開催しております。

また、既存の光配線区画についても、より効率的な設備運営を行う観点から、適宜見直しを

	<p>行っています。</p> <p>上記に加え、光ケーブルの増設時や新規光エリア拡大の際には、新配線方式を採用し、より広い光配線区画を設定するよう、取り組んでいるところです。</p> <p>「光配線区画の範囲」については、当社は收容局ごとに、光配線区画がカバーするエリアの住所(番地号単位)、光配線区画の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供しており、当該情報を接続事業者が地図上にプロットしていただく等の方法により、ご確認いただけるものと考えます。</p> <p>加えて、「光配線区画の世帯数」については、光配線区画ごとの加入電話等敷設数の情報を提供しており、それぞれの光配線区画に紐づく加入電話等施設数をご確認いただくことが可能です。</p> <p>(NTT西日本)</p> <p>○ 1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施すべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>光配線区画に係る收容世帯数の情報は事業を検討する上で重要な指標となります。大規模マンション等を含む数字では実態を反映していないため、まずは大規模マンション等の世帯数を除外した数値を開示するとともに、その数値に基づき配線区画の適正化を実施する必要があると考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見9 光配線区画の見直し状況について、見直しの効果に係る情報を開示することが望ましい。また、見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 光配線区画の見直し状況については、見直しが完了するまでの間、半年毎に総務省にその状況を報</p>	<p>○ さらに、「見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果」及び「見直しの時期及び</p>	<p>○ 光配線区画の見直しの結果について情報開示することが必要との意見については、電気通信</p>

<p>告することになっていますが、接続事業者においても、自社が展開するビル又は展開を予定するビルにおける見直し状況は重要な情報であることから、「収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報」に、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果(見直しを実施した光配線区画において、1光配線区画あたりの加入電話等敷設数がどれだけ向上したか等)といった情報を追加して開示することが望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 光配線区画の見直しについては、NTT 東西様により実施され、接続事業者においては、見直しの時期及び位置等の情報は通知されておりません。</p> <p>接続事業者が公平な競争を行なえるよう透明性を確保するため、NTT 東西様が主張されている平均世帯数(NTT 東日本様においては平均 50 世帯)の根拠となる光配線区画情報の開示及び見直された光配線区画の妥当性の検証を行うべきと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>位置等の情報」については、接続事業者が取得された上述の情報を経時的に比較されることにより、ご確認いただくことが可能であると考えます。</p> <p>以上のとおり、当社としては、これまで、接続事業者が各種情報を確認するために必要な素材データを提供することにより、接続事業者の加入者光ファイバ利用の促進・円滑化に努めてきたところであり、今後も同様に努めていく考えですが、現在提供している情報に加え、追加的に情報等が必要であるとのことであれば、個別のご要望として協議に応じていく考えです。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 光信号分岐端末回線の収容数向上のためには、1光配線区画あたりの世帯数の適正化及び1光配線区画における局外スプリッタの適正設置が重要な要素となります。</p> <p>公正な競争環境を確保し、ユーザーの利便性を向上させるため、NTT 東・西においては、速やかに1光配線区画あたりの世帯数の適正化を実施し、光信号分岐端末回線の収容数向上を図る必要があるとともに、光配線区画の見直し状況について、見直しを実施した光配線区画数やその見直しによる効果についても追加的に情報開示していくことが望ましいと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件(平成13年総務省告示第395号)に基づき、収容局ごとの光配線区画の概況に関する情報が開示されるとともに、個別の光配線区画の状況について情報開示手続により把握することが可能となっている。NTT東西は、引き続き、接続事業者からの請求に応じ、適切に情報を開示することが必要である。</p>
--	--	--

## 6. その他

意見	再意見	当委員会の考え方(案)
意見10 平成27年度以降の接続料水準について、接続事業者の予見可能性を担保するための情報開示が必要。	再意見10	考え方10

○ 加入光ファイバ接続料、及びドライカッパ接続料双方における影響緩和措置の詳細(措置の発動有無、算定方法、影響額等)が認可申請前に開示されなかったため、平成26年度以降の接続料水準が事業運営に与える影響を接続事業者が事前に把握出来なかった点が課題であると考えます。

上記を踏まえて、平成27年度以降の接続料については、例えば、毎年10月末に行われるメタル回線コストに係る情報開示にて、ドライカッパ接続料、及び加入光ファイバ接続料の水準、及び乖離額調整、影響緩和措置の影響額等の情報をNTT東西殿に開示いただくといった、接続事業者の予見可能性を担保するスキームの構築が必要と考えます。

(イー・アクセス)

○ 今回のように加入者光ファイバの接続料を将来原価方式で算定する場合においては、直近の実績等を踏まえて需要及びコスト等を認可申請直前まで検討しており、加入者光ファイバの接続料水準や、「メタル回線のコストの在り方について」報告書に基づき実施した加入者光ファイバとメタル回線との影響緩和措置に係る情報について、認可申請より以前に開示することは難しいと考えています。

メタル回線に係る実績原価や稼働回線数等については10月末に情報開示をしていますが、その時期には、次年度の接続料申請に向けて加入者光ファイバも含め多数の接続料の算定を実施しているところであり、こうした算定に係る稼働が膨大であることから、同時期に同様の情報を開示することは極めて困難です。

なお、メタル回線に係る予見性確保という観点からすれば、今後は今回申請した加入者光ファイバとメタル回線との間の影響緩和額は変えずに、それぞれで乖離額調整を実施することが適切であると考えており、加入者光ファイバの情報が無いとメタル回線に係る予見性が確保されないということにはならないと考えます。

(NTT東西)

○ 加入光ファイバ接続料については、3年間の将来原価方式で算定されていると同時に、今回も特例で乖離額調整制度の適用を求める認可申請が行われています。

本来、将来原価方式では乖離額調整制度は認められているものではありませんが、仮に今回も乖離額調整制度が特例で認められた場合、平成27年度以降の加入光ファイバ接続料が変動することになり予見性を確保することが困難になります。

○ 考え方6のとおり、例えば、平成27年度の加入光ファイバ接続料に影響を与える平成25年度の乖離額は、配賦見直し後の見込と実績の差であり、配賦方法の見直しとは無関係であることから、加入光ファイバ接続料とメタル回線に係る接続料との間で追加的な激変緩和措置を行うことは適当ではない。

	したがって、平成 27 年度以降の加入光ファイバ接続料についても、ドライカッパ接続料に係る情報開示と併せて、加入光ファイバ接続料の算定に必要な情報を開示すべきと考えます。 (KDDI)	
意見11 平成24年度及び平成25年度に実施された施設保全費のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しについて、見直し前後の配賦基準や配賦基準ごとの影響額を開示すべき。	再意見11	考え方11
<p>○ メタル検討会報告書を受け、平成24年度および平成25年度に施設保全費の配賦基準が見直されており(平成24年度:電柱等・土木設備、平成25年度:ケーブル保守に係る費用)、今回申請された平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の設備コストにおいても、当該見直し内容が反映されております。</p> <p>しかしながら、これら配賦基準の見直し内容については、現状、接続事業者が開示されておらず、接続事業者側から適正性を判断することは困難です。</p> <p>本見直しについては、加入光ファイバ、及びドライカッパを利用する接続事業者双方の事業運営に大きな影響を与えることから、見直しの効果や適正性を把握可能とすると共に、将来的な環境変化に伴い再度配賦基準の見直しを検討する場合の判断材料とすべく、例えば、以下の情報をNTT東西殿に開示いただく必要があると考えます。</p> <p>&lt;開示を要望する情報&gt;</p> <p>①見直し前後の配賦基準(比率)</p> <p>②配賦基準毎の見直し影響額(ドライカッパ・加入光ファイバ)</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>○ 平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直しています。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長による配賦に見直しています。</p> <p>ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせて頂きたいと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせて頂きたいと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカッパの原価への影響は下表の通りです。</p>	<p>○ NTT東西が実施した配賦方法の見直し前後の配賦基準については、NTT東西からの再意見の中で、経営情報に当たらない範囲で開示されている。また、配賦方法の見直しによる接続料への影響額の総額についても、申請概要及びNTT東西の再意見のとおり明らかとなっている。一方、配賦方法の見直し前後の配賦基準の一部や配賦基準ごとの影響額については、NTT東西から開示されていないものの、本件申請の審査の過程において総務省で確認されている。</p>

なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。

＜電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率＞

(単位:%)

	年度	見直し前※		見直し後	
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ
電柱等	H24実績	78.3	21.7	63.3	36.7
地中設備		69.8	30.2		

※見直し前の数値は試算値

＜加入者光ファイバ及びドライカップに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価＞

(単位:百万円)

	年度	見直し前※	見直し後	増減
光ファイバ	H24実績	118,170	132,130	13,960
	H25見込	117,872	139,077	21,205
ドライカップ	H24実績	248,675	234,491	▲14,184

※見直し前の数値は試算値

(NTT東日本)

○ 平成24年度及び平成25年度に実施した配賦基準の見直し内容については、「メタル回線のコストの在り方について」報告書第4章に記載されており、当社はその内容に従って配賦基準の見直しを実施しています。具体的には、電柱・地中設備については、架空ケーブル長比や管路ケーブル長比等により配賦していたものを、平成24年度より契約数比による配賦に見直しています。故障修理に係る施設保全費については、故障修理件数比により配賦していたものを、平成25年度より故障修理稼働時間比による配賦に見直してい

ます。工事の設計・施工に係る施設保全費については、総芯線長比により配賦していたものを、平成25年度からは稼働調査により費用の内訳を設計業務に係るものと施工業務に係るものに区分した上で、設計業務についてはケーブル長比、施工業務は総芯線長による配賦に見直しています。

ご指摘の見直し前後の配賦比率については、電柱・地中設備については下表の通りですが、故障修理及び工事の設計・施工に係るものの配賦基準については、入札等に影響する経営情報であるため、公表は差し控えさせて頂きたいと考えています。また、配賦基準毎の見直し影響額についても同様の理由により公表は差し控えさせて頂きたいと考えていますが、加入者光ファイバ及びドライカッパの原価への影響は下表の通りです。

なお、上記の情報については、今回申請した接続料の妥当性を検証可能とするため、総務省には提供を行っているところであり、総務省及び審議会において適正性の検証は可能であるものと考えています。

<電柱・地中設備に係る配賦見直し前と配賦見直し後の配賦比率>

(単位:%)

	年度	見直し前※		見直し後	
		メタル	光ファイバ	メタル	光ファイバ
電柱等	H24実績	82.2	17.8	69.3	30.7
地中設備		69.3	30.7		

※見直し前の数値は試算値



	<p>&lt;加入者光ファイバ及びドライカッパに係る配賦見直し前と配賦見直し後の原価&gt;</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="813 248 1417 421"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>見直し前※</th> <th>見直し後</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">光ファイバ</td> <td>H24実績</td> <td>106,836</td> <td>117,923</td> <td>11,087</td> </tr> <tr> <td>H25見込</td> <td>107,358</td> <td>124,792</td> <td>17,434</td> </tr> <tr> <td>ドライカッパ</td> <td>H24実績</td> <td>258,984</td> <td>246,805</td> <td>▲12,179</td> </tr> </tbody> </table> <p>※見直し前の数値は試算値 (NTT西日本)</p> <p>○ イー・アクセス株式会社殿の意見に賛同します。 東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿におかれましては、接続料の透明性、予見性向上の観点から、接続事業者の要望に応じ、可能な範囲で情報開示に応じて頂きたいと考えます。 (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>		年度	見直し前※	見直し後	増減	光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087	H25見込	107,358	124,792	17,434	ドライカッパ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179	
	年度	見直し前※	見直し後	増減																	
光ファイバ	H24実績	106,836	117,923	11,087																	
	H25見込	107,358	124,792	17,434																	
ドライカッパ	H24実績	258,984	246,805	▲12,179																	
<p>意見12 光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算額、工事費といった光ファイバに係る各種接続料の更なる低廉化が必要。</p>	<p>再意見12</p>	<p>考え方12</p>																			
<p>○ シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担することにより提供されています。</p> <p>今回、分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額ともに、乖離額調整の影響とはいえ、接続料が上昇していることから、主端末回線部分のみならず、シェアドアクセス方式で負担する接続料トータルで低廉化が図られているかどうかといった観点から考えることが重要です。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、</p>	<p>○ 光屋内配線使用料の算定に使用している故障修理時間及び光屋内配線新設に係る工事費の算定に用いられている工事時間については、平成21年度に特別調査にて把握したのですが、その時点で光サービス開始後8年が経過しており、既に十分な技術習熟が進んでいることに加え、その後において新たな工法の開発などの環境の変化がないことから、適正であるものと考えています。</p> <p>また、光屋内配線の平均的な使用期間については、平成21年当時の直近データを用いて推計した耐用年数をもとに10年と設定したものであり、現時点、それを見直すような技術・環境の変化等が無いことから、現行の平均的な使用期間は</p>	<p>○ 光屋内配線を利用する場合の加算額等は実績原価方式により算定されているところ、本意見に対する考え方は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)(実績原価方式に基づく平成26年度の接続料の改定等)における考え方6のとおり。</p>																			

<p>光ファイバに係る各種接続料についても、例えば、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数の見直し、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間の見直し等により、更なる低廉化を図ることが必要であり、低廉化を図ることによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ FTTH サービスを行う上では、加入者光ファイバの接続料金に加え光信号分岐端末回線や光屋内配線に係る加算費用及び工事費用等の各種費用が必要になります。特に、利用を停止する光信号分岐端末回線については、設備維持費用または撤去費用及び設備未償却残高等について接続事業者が負担しています。</p> <p>上記の状況を鑑み、加入者光ファイバ接続料以外の算定根拠の項目については、技術革新等による作業時間の短縮及び光ファイバを含む耐用年数の変動等に合わせた定期的な見直しを行うことが好ましいと考えます。また、見直しによる各種費用の低廉化が、接続事業者の競争及びエンドユーザーの利便性の向上を促進するものと考えます。</p> <p>(ソネット)</p>	<p>適切なものと考えています。</p> <p>(NTT東西)</p> <p>○ 分岐端末回線加算額及び屋内配線加算額については、調整額の影響とはいえ、接続料が上昇しています。</p> <p>シェアドアクセス方式で光ファイバサービスを提供するに当たっては、主端末回線の接続料だけでなく分岐端末回線や屋内配線加算額等のランニングコストや分岐端末回線・屋内配線工事費等、様々な機能の利用にかかるコストを負担する必要があります。</p> <p>そのため、主端末回線部分の接続料だけでなく、光ファイバに係る各種接続料についても、更なる低廉化を図ることが必要であり、これによって、新規参入による競争の維持や一層の促進、ひいては、ユーザー利便の向上につながると考えます。</p> <p>具体的には、先の意見書で述べたとおり、光屋内配線加算額算定に用いる故障修理時間や平均的な使用年数、光屋内配線工事費算定に用いる工事時間について、技術の進展や直近の工事実態を反映するために再計測を実施し、作業時間等の見直しを行うべきと考えます。</p> <p>また、新しい技術開発が行われた場合には、速やかに再計測を実施し、接続料算定に用いる作業時間に反映するとともに、新しい技術開発がない場合においても、定期的に再計測を実施し、工事実態を確認、反映できる形にすることで、NTT東・西及び接続事業者双方において、見直しの実施に係る予見性が確保されることから、例えば、3年毎に再計測を実施する等、予め実施期間を定めて定期的に作業時間の再計測を実施する仕組み作りが必要と考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	
--	--	--

	<p>○ 光屋内配線の平均的な使用年数(10年)については、平成22年度に当該接続料が初めて設定されてから一度も見直しがなされておりませんが、光コンセント化され壁内に光ファイバが收容されるケースが増加することにより、全体の故障率も低減化されていると考えられ、平均的な利用期間も伸びていることが想定されます。そのため、光屋内配線の平均的な使用年数についても見直すべきであり、具体的には、分岐端末回線から屋内配線まで1本の光ファイバを利用している引き通し形態が主流であることを踏まえると、光屋内配線の耐用年数を光分岐端末回線(15年)に合わせるべきと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>○ 耐用年数等の見直しにより、接続料の更なる低廉化を図るべきという各社殿の意見に賛同します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見13 スタックテストでは、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利用者料金との関係について検証されるべきであるため、激変緩和措置前の接続料を用いるべき。</p>	<p>再意見13</p>	<p>考え方13</p>
<p>○ 「接続料と利用者料金との関係の検証(スタックテスト)の運用に関するガイドライン」に基づき、接続料水準の妥当性について検証されていますが、本ガイドラインでは、「一般的に利用者料金はコストに適正利潤を乗せて設定されることにかんがみ、接続料の水準が不当でないことを確認するため、接続料の認可時等に、接続料と利用者料金の関係についての検証(スタックテスト)を行うことが適当」とされています。このことから、スタックテストを行うにあたっては、光ファイバの設備コストを根拠とした接続料と利</p>	<p>○ スタックテストは、実際に適用される接続料の水準が不当でないことを確認するための制度であることから、配賦見直し影響緩和措置後の適用接続料で実施することが適切であると考えます。</p> <p>(NTT東西)</p>	<p>○ スタックテストは、接続料水準が第一種指定電気通信設備を設置する事業者と接続事業者との間に不当な競争を引き起こさないものであること(接続料規則第14条第4項)を確認するために実施するものであり、申請された接続料(認可後に適用される接続料)と利用者料金を比較等するものであるから、本件申請に関してスタックテストの中で検証されるべき接続料は、激変緩和措置前のものではなく、激変緩和措置後のものである。</p>

<p>用者料金との関係について検証されるべきであり、 激変緩和措置後の接続料でなく、激変緩和措置前 の接続料(光ファイバのコストをメタル回線に付け替 える前の接続料)を用いるべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>		
---	--	--



# I 申請概要

## 1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT東日本」及び「NTT西日本」を「NTT東西」という。)

## 2. 申請年月日

平成26年1月21日(火)

## 3. 実施予定期日

認可後、平成26年4月1日(火)から実施。

## 4. 概要

平成26年度以降の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定するため、接続約款の変更を行うものである。

## II 主な変更内容

### 1. 平成26年度以降の加入光ファイバ接続料の概要

加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成26年度から28年度までの3年間について、年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。今回の改定案における光信号端末回線伝送機能(以下「シングルスター方式」という。)及び光信号主端末回線伝送機能(以下「シェアドアクセス方式」という。)に係る平成26年度以降の接続料は、以下のとおりである。

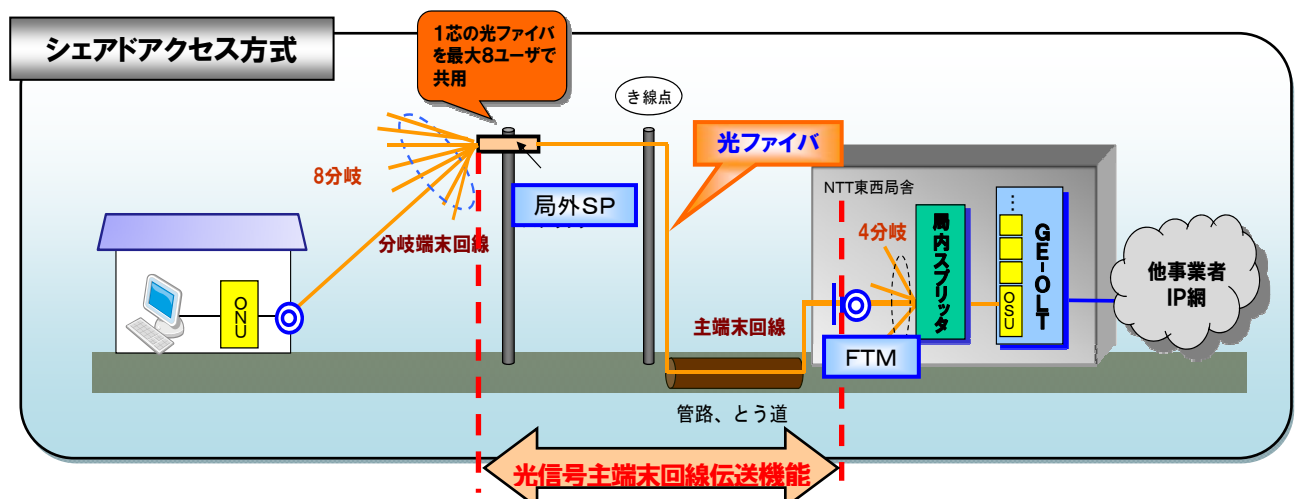
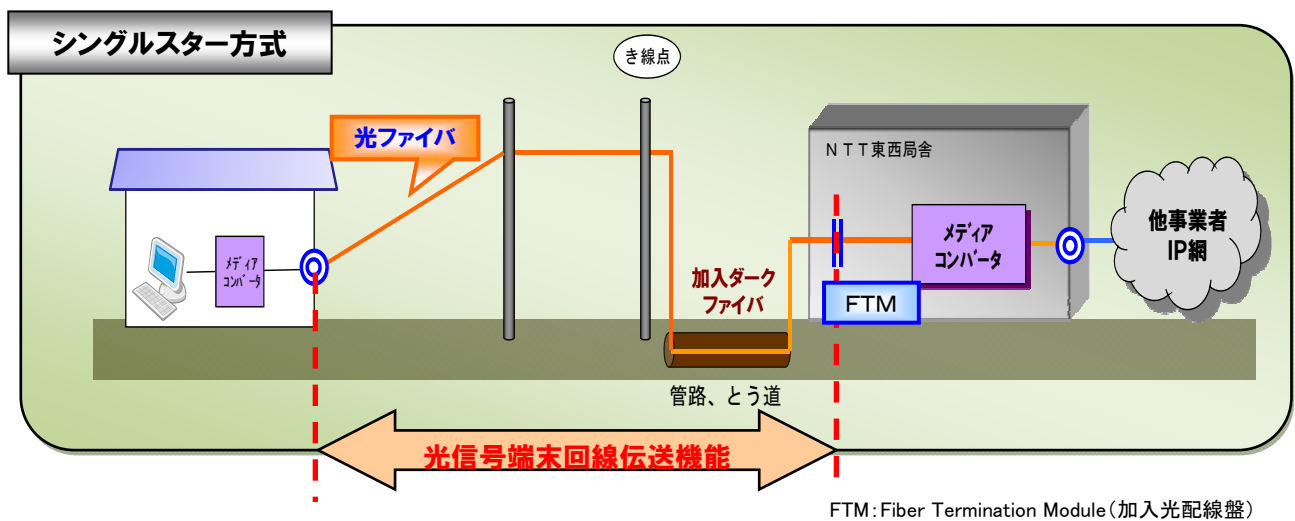
(タイプ1-1)<sup>※3</sup>

	NTT 東日本				NTT 西日本			
	改定案			現行 接続料 <sup>※2</sup>	改定案			現行 接続料 <sup>※2</sup>
	26年度	27年度	28年度		26年度	27年度	28年度	
シングルスター方式 <sup>※1</sup>	3,159円 (▲44円)	3,115円 (▲44円)	3,072円 (▲43円)	3,203円	3,206円 (▲14円)	3,192円 (▲14円)	3,178円 (▲14円)	3,220円
シェアドアクセス方式 <sup>※1</sup>	2,809円 (▲26円)	2,783円 (▲26円)	2,756円 (▲27円)	2,835円	2,847円 (▲35円)	2,812円 (▲35円)	2,777円 (▲35円)	2,882円

※1 ( )内の数字は、前年度接続料に対する減少額。

※2 現行接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成25年度のもの。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。



## 2. 加入光ファイバ接続料の算定

### 【算定方法の概要】

本件申請において、加入光ファイバ接続料(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式)は、①光ファイバ、②FTM(加入光配線盤)、③加算料の3つの要素から構成され、

(1)上記①から③までのそれぞれについて需要と費用の予測値等から1芯当たりの単価を算定し、これらを合計した額

に、現行接続料認可の際に特例的に認められている

(2)平成24年度及び平成25年度に生じた(生じる見込みの)乖離額の調整(NTT東日本における災害特別損失の接続料原価への算入を含む)

を行い、最後に「メタル回線のコストの在り方に関する検討会」報告書(平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。)を踏まえ

(3)メタル回線と光ファイバとの施設保全費等の配賦方法の見直しに関する激変緩和措置を講じた上で、接続料を設定している。

### (1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価並びに加算料の算定の考え方

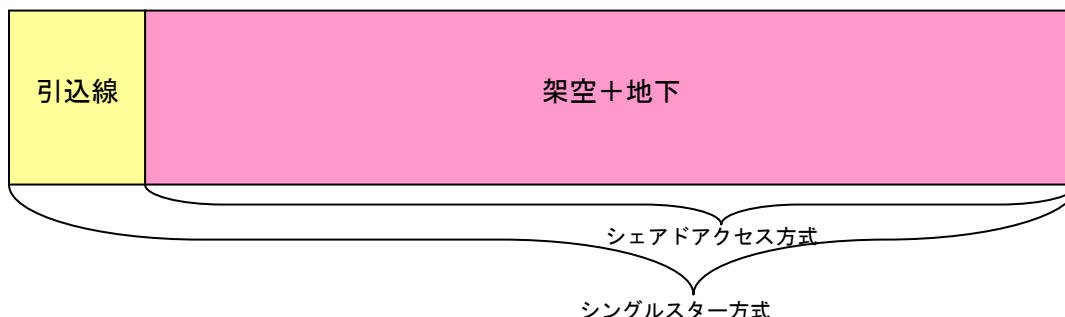
#### 1)光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定の考え方

光ファイバの1芯当たり単価は、シングルスター方式とシェアドアクセス方式でそれぞれ以下の考え方により算定している。

・シングルスター方式の単価は、NTT東西の局舎から利用者宅までの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

・シェアドアクセス方式の単価は、NTT東西の局舎から局外スプリッタまでの光ファイバのコストを需要(光ファイバの総芯線数)で除して算定している。

(参考) 光ファイバの単価算定に用いるコスト



また、FTMの1芯当たり単価は、シングルスター方式、シェアドアクセス方式ともに、FTMに係るコストをFTMを使用する光ファイバの総芯線数で除して算定している。

#### ア. 需要予測

需要については、①フレッツ光需要、②ダークファイバ需要、③専用線等需要、の3種類に分け



て予測を立てた上で、それぞれの需要に対応する光ファイバ芯線数について予測を行っており、それぞれの考え方は次のとおり。

### ①フレッツ光

フレッツ光の契約数について、NTT東日本、NTT西日本ともに平成25年度事業計画と同数の毎年度50万契約の純増と予測している。

フレッツ光・ファミリータイプ(シェアアクセス方式に相当)については、8ユーザまでごとに1芯を使用するものとし、各年度末の予測契約数に対し必要な光ファイバ芯線数を算出している。

一方、フレッツ光・マンションタイプ(シングルスター方式に相当)については、新たにNTT東西の光ファイバを引込むマンションの棟数を予測し、その規模等に応じて8、16、32ユーザまでごとに1芯を使用するものとして必要な光ファイバ芯線数を算出している。

#### ■フレッツ光年度末契約数

(単位:万契約)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT 東日本	年度末契約数	975	1,025	1,075	1,125	1,175
	純増数	40	50	50	50	50
NTT 西日本	年度末契約数	755	805	855	905	955
	純増数	34	50	50	50	50

### ②ダークファイバ

シングルスター方式については、Wi-Fi や LTE の普及拡大に伴う需要の増加が今後更に拡大するものと想定して年度ごとの芯線数を予測している。

(参考) シングルスター方式における芯線数予測のイメージ (N年度以降を予測する場合)

	N-3年度	N-2年度	N-1年度	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度
芯線数	52	60	80	100	127	161	202
純増数	6	8	20	20	27	34	41

※ N年度の芯線数の純増数を過去3年間の最大の純増数(N-1年度の対前年純増数(上記イメージでは20))とし、N+1年度以降は、N年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均値(上記イメージでは7)を加えた芯線数が増加するものと予測している。

また、シェアアクセス方式については、FTTHサービス市場の成長は鈍化しているものの、新規参入事業者や既存事業者のエリア拡大の動向を踏まえ、今後もこれまでと同様に需要が拡大するものと想定して算出している。

#### ■既存参入事業者の利用分

平成26年度から平成28年度までの間、平成25年度上期実績純増数の2倍ずつ純増していくものとし、これに加えて、当該事業者のエリア拡大が具体的に予定されているものについては、当該エリア拡大の計画値を踏まえて芯線数を算出している。

#### ■新規参入事業者の利用分

平成25年度における分岐端末回線の利用申込数を平成26年度から平成28年度まで用い、既存事業者の過去のエリア拡大時の契約数等を踏まえて芯線数を算出している。

### ③専用線等

平成26年度以降の芯線数は、平成24年度の対前年減少率（NTT東日本：▲4.8%、NTT西日本：▲7.4%）と同じだけ芯線数が減少するものと予想している。

■光ファイバ及びFTMの1芯当たり単価の算定に用いる需要（総芯線数）（単位：千芯）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
NTT 東日本	①フレッツ光	2,491	2,620	2,694	2,736	2,780	
	②ダークファイバ	504	651	769	889	1,018	
		シングルスター方式	391	443	498	561	630
		シェアアクセス方式	113	208	271	328	388
	③専用線等	140 (142)	133 (135)	127 (129)	121 (123)	115 (117)	
	合計	3,135 (3,137)	3,405 (3,407)	3,590 (3,592)	3,746 (3,748)	3,913 (3,915)	
NTT 西日本	① フレッツ光	2,176	2,328	2,473	2,567	2,653	
	②ダークファイバ	376	473	558	653	746	
		シングルスター方式	311	354	398	446	496
		シェアアクセス方式	65	119	160	207	250
	③専用線等	102 (104)	94 (96)	87 (89)	81 (83)	75 (77)	
	合計	2,654 (2,656)	2,895 (2,897)	3,119 (3,121)	3,301 (3,303)	3,474 (3,476)	

※（ ）内は、FTM分の接続料算定に用いる芯線数。FTMは、加入光ファイバを使用しないISM折り返し接続機能でも使用しており、その芯線数が含まれる。

### イ. 光ファイバ及びFTMの設備コストの予測

本件申請における光ファイバ及びFTMのコストは、平成24年度の接続会計における費用をベースに、フレッツ光のエリア展開、フレッツ光の契約数増及びダークファイバの需要増に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成28年度までの取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で算定したものである。

また、光ファイバのコストのうち、シェアアクセス方式に係るものについては、シングルスター方式における光ファイバの総コストのうち、引込線以外の部分を算定したものである。

なお、光ファイバのコストの算定に用いる耐用年数は、現行接続料算定と同様、架空光ケーブルで15年、地下光ケーブルで21年となっている。

■光ファイバの設備コスト（シングルスター方式）（単位：百万円）

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価 <sub>※1</sub> <sub>※2</sub>	126,281	132,706	134,129	133,708	133,916

NTT西日本	接続料原価※1 ※2	113,136	119,559	121,545	122,394	123,570
--------	------------	---------	---------	---------	---------	---------

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■光ファイバの設備コスト(シェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※1 ※2	108,827	114,442	115,888	115,700	116,193
NTT西日本	接続料原価※1 ※2	97,019	102,439	103,843	104,337	105,268

※1 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

※2 施設設置負担加算料(下記 2))で算定したものを除いたもの。

■FTMの設備コスト(シングルスター方式及びシェアドアクセス方式) (単位:百万円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT東日本	接続料原価※	4,554	4,014	3,571	3,229	2,992
NTT西日本	接続料原価※	3,188	3,235	3,054	2,779	2,567

※ 接続料原価は設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税の合計値。

(参考1) 算定の前提としたエリアカバー率※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東西計	93.1%	94.8%	95.4%	96.2%	96.7%

※ エリアカバー率は、全加入電話契約数に対するフレッツ光エリア内の加入電話契約数の比率に基づき推計。

(参考2) 予測期間における利用芯線の割合※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	51.9%	54.5%	56.2%	58.1%	60.1%
NTT西日本	53.1%	55.2%	56.2%	57.5%	58.6%

※NTTビルからの局出し区間におけるもの。保守用芯線も利用芯線として計算。

(参考3) 予測期間における1芯当たり契約数※

	24年度末実績	25年度末見込	26年度末見込	27年度末見込	28年度末見込
NTT東日本	3.5契約	3.6契約	3.8契約	4.0契約	4.1契約
NTT西日本	3.0契約	3.0契約	3.1契約	3.3契約	3.4契約

※フレッツ光ファミリータイプ(シェアドアクセス方式)に係るもの。

## 2)施設設置負担加算料の算定

NTT東西のサービスには、契約時に施設設置負担金を一括して支払うサービス(INS1500、高速デジタル等)と、支払わないサービス(フレッツ光等)とがあり、施設設置負担金を一括して支

払わないサービスでは、月額の利用料に施設設置負担金相当額が加算されている。

加入光ファイバ接続料の算定に当たり、接続料原価に施設設置負担金相当額が含まれていると、契約時に一括して施設設置負担金を支払ったサービスについて、既に支払った施設設置負担金相当額を二重に負担することになるため、これを回避する観点から、まずは全てのサービスにおいて施設設置負担金を一括して支払われたものとみなして光ファイバの接続料原価を算定し、その上で施設設置負担金を一括して支払わないサービスについて「施設設置負担加算料」を接続料単価に加えることで、最終的な接続料を設定している。

また、シェアドアクセス方式における施設設置負担加算料は、シングルスター方式で用いる施設設置負担加算料(東:158円(平成26年度)又は156円(平成27年度及び平成28年度)、西:152円)に、シングルスター方式の接続料原価(光ファイバ分)に占めるシェアドアクセス方式の接続料原価(光ファイバ分)の年度ごとの割合を乗じて算定している。

#### ■シングルスター方式における施設設置負担加算料<sup>※1</sup>

	NTT東日本	NTT西日本
①施設設置負担金(回線)	51,000 円	51,000 円
②平均償却年数 <sup>※2</sup>	17.4 年	17.5 年
③減価償却費(①/②)	2,931 円	2,914 円
④自己資本費用等 <sup>※3</sup>	846 円	738 円
⑤施設設置負担加算料(芯線・月)((③+④)/12/2)	158 円	152 円

※1 数値は平成26年度における乖離額調整前のもの。

※2 平均償却年数は、圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成24年度実績)。

※3 自己資本費用、他人資本費用、利益対応税の合計値。

### 3)1芯当たり単価

上記1)及び2)を踏まえた光ファイバ等の1芯当たり単価は以下のとおりである。

#### ■シングルスター方式における1芯当たり単価<sup>※1</sup>

	平成25年度 <sup>※2</sup>	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円

※1 シェアドアクセス方式における1芯当たり単価は13頁参照。

※2 平成25年度の数値は、現行接続料算定(平成23年認可申請)の際の予測値。

### (2)現行接続料算定期間において生じた乖離額の調整

接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第12条の2第1項においては、将来原価方式における調整額は0と規定されており、現行制度上、実績費用と実績収入の差額の接続料原価への

算入は原則として認められていない。しかし、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、特例的に乖離額調整を行うこととされている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入するものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものである。

本件申請においては、平成24年度実績に基づく乖離額を平成26年度接続料において、平成25年度見込みに基づく乖離額を平成27年度接続料においてそれぞれ調整を行うこととしている。

また、NTT東日本については、平成24年度に計上された特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持管理・運営に係るものについて、接続料原価に算入(乖離額調整の際に用いる平成24年度の実績費用に算入)している。

なお、光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)では、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)で算定した乖離額のうち、主回線部分、FTM 及び施設設置負担加算料に係る乖離額を加算することとしている。

■平成26年度接続料及び平成27年度接続料で調整を行う乖離額

		26年度調整分 (24年度実績乖離額)		27年度調整分 (25年度予測乖離額)		総額
		シングルスター方式	シェアドアクセス方式	シングルスター方式	シェアドアクセス方式	
NTT 東日本	乖離額	7.49 億円	8.24 億円	20.81 億円	23.52 億円	60.06 億円
	1 芯当たり乖離額	40 円	34 円	108 円	92 円	
	うち災害特別 損失影響額	30 円	26 円	—	—	
NTT 西日本	乖離額	▲0.87 億円	▲1.58 億円	29.67 億円	47.87 億円	75.09 億円
	1 芯当たり乖離額	▲7 円	▲7 円	213 円	186 円	

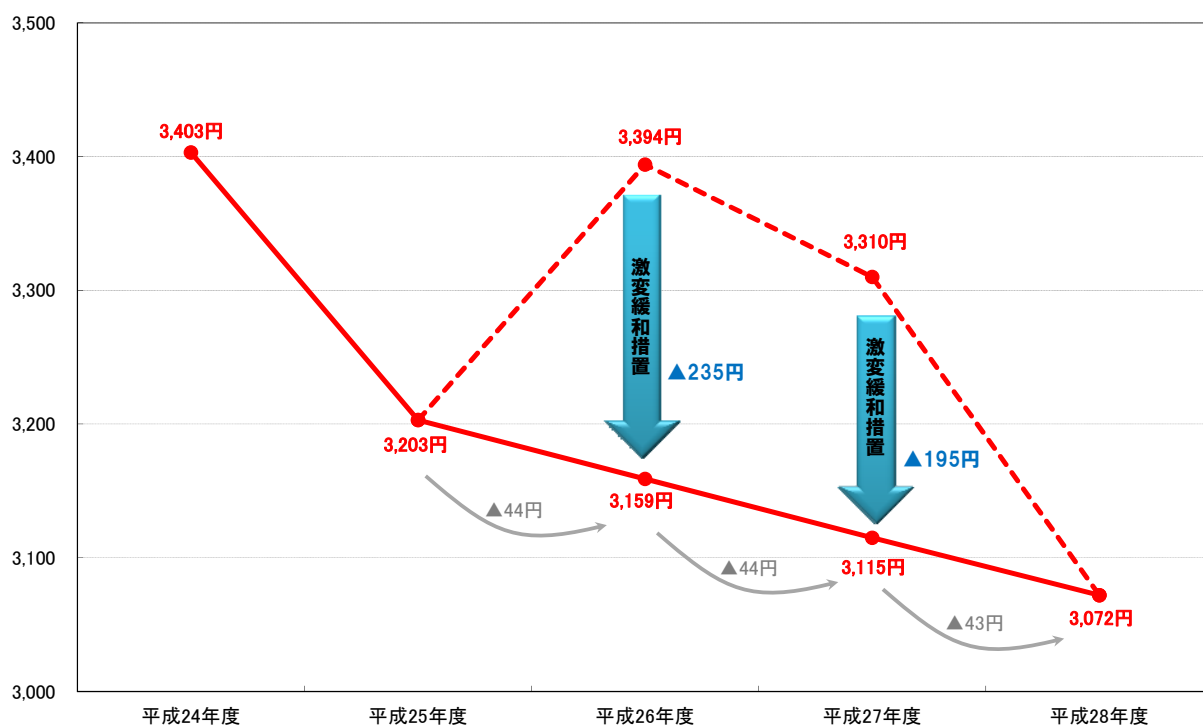
(3)メタル回線と光ファイバとの配賦方法の見直しに関する激変緩和措置

メタル検討会報告書を受け、NTT東西は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法に関し、平成24年度に電柱等・土木設備に係る施設保全費等の配賦方法の見直しを、また、平成25年度にはケーブル保守に係る施設保全費の配賦方法の見直しを実施している。本件申請においては、上記配賦方法見直し後の費用を基に年度ごとの加入光ファイバ接続料が算定されている。

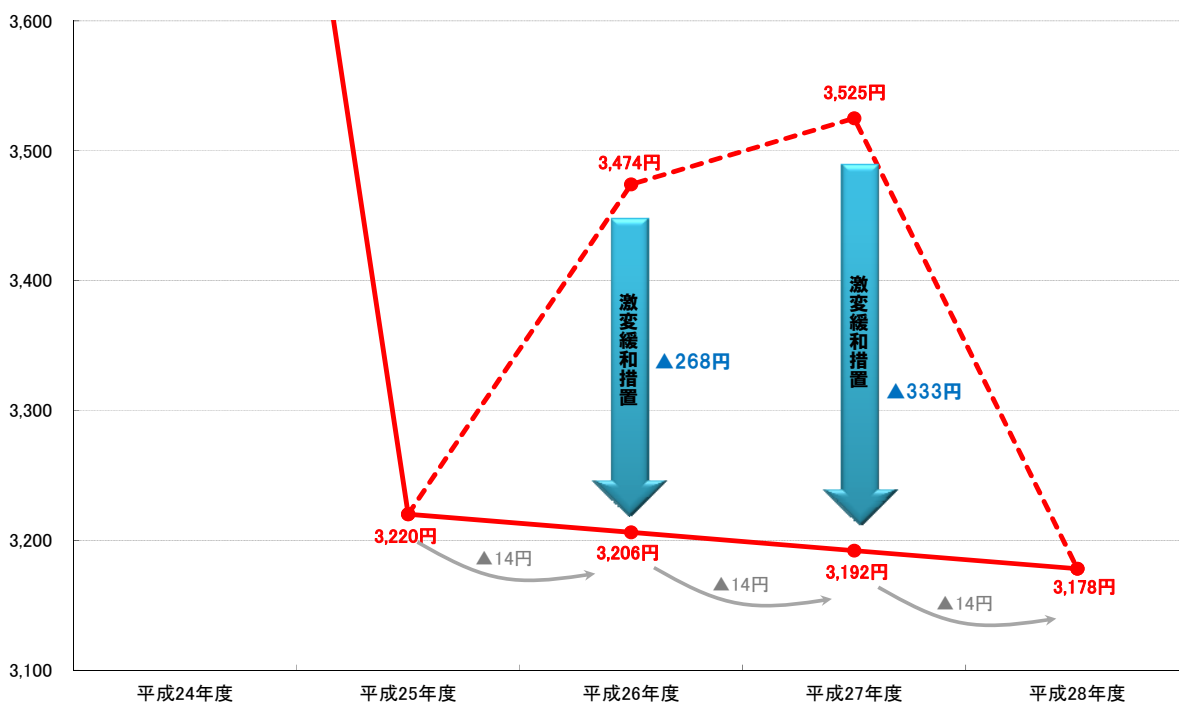
また、メタル検討会報告書では、配賦方法の見直しが加入光ファイバ接続料を大幅に上昇させる効果を有することから、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の影響緩和措置を講ずることが提言されている。

本件申請においては、この提言を踏まえ、平成25年度の適用接続料と、上記1)及び2)により算出された平成28年度の接続料単金を基にして、平成26年度から平成28年度までの間、接続料が毎年度ほぼ同額ずつ低廉化するよう、平成26年度と平成27年度の接続料について激変緩和措置が講じられている。

■NTT東日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



■NTT西日本の激変緩和措置(シングルスター方式)



※NTT西日本の平成24年度接続料は4,357円



#### (4) 接続料の算定

上記(1)から(3)までを踏まえ、シングルスター方式及びシェアアクセス方式の接続料は以下のとおり算定されている。

##### ■シングルスター方式の接続料<sup>※1※2</sup>

(タイプ1-1)

	平成25年度 <sup>※3</sup>	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	3,380 円	3,354 円	3,202 円	3,072 円
光ファイバ	3,093 円	3,113 円	2,974 円	2,852 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	170 円	158 円	156 円	156 円
乖離額 <sup>※5</sup>	▲177 円	+40 円	+108 円	±0 円
うち災害特別損失	+31 円	+30 円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,203 円 (▲200 円)	3,394 円 (+191 円)	3,310 円 (▲84 円)	3,072 円 (▲238 円)
激変緩和措置	—	▲235 円	▲195 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,203 円 (▲5.9%)	3,159 円 (▲1.4%)	3,115 円 (▲1.4%)	3,072 円 (▲1.4%)
前年度からの増減額	▲200 円	▲44 円	▲44 円	▲43 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価 <sup>※4</sup>	3,426 円	3,481 円	3,312 円	3,178 円
光ファイバ	3,169 円	3,247 円	3,090 円	2,964 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	163 円	152 円	152 円	152 円
乖離額 <sup>※5</sup>	▲206 円	▲7 円	+213 円	±0 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	3,220 円 (▲1,137 円)	3,474 円 (+254 円)	3,525 円 (+51 円)	3,178 円 (▲347 円)
激変緩和措置	—	▲268 円	▲333 円	—
適用接続料 (括弧内は前年度からの増減率)	3,220 円 (▲26.1%)	3,206 円 (▲0.4%)	3,192 円 (▲0.4%)	3,178 円 (▲0.4%)
前年度からの増減額	▲1,137 円	▲14 円	▲14 円	▲14 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:61 円、西:65 円(H26 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25 年度の数值は、現行接続料算定(H23 年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 H26 年度接続料で調整される乖離額は H24 年度実績値に基づくもの。H27 年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28 年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため 0 円として算定(H28 年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	2,985 円	2,753 円	2,524 円	2,326 円
	配賦見直し影響額	+395 円	+601 円	+678 円	+746 円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値 <sup>※</sup> )	3,185 円	2,888 円	2,629 円	2,410 円
	配賦見直し影響額	241 円	+593 円	+683 円	+768 円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。

■シェアドアクセス方式の接続料※1※2

(タイプ1-1)

	平成25年度※3	平成26年度	平成27年度	平成28年度
<b>NTT東日本</b>				
1芯当たり単価※4	2,990 円	2,991 円	2,863 円	2,756 円
光ファイバ(主回線部分)	2,626 円	2,690 円	2,574 円	2,475 円
FTM	117 円	83 円	72 円	64 円
施設設置負担加算料	144 円	136 円	135 円	135 円
局外スプリッタ※5	103 円	82 円	82 円	82 円
乖離額※6	▲155 円	+34 円	+92 円	±0 円
うち災害特別損失	+27 円	+26 円	—	—
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,835 円 (▲178 円)	3,025 円 (+190 円)	2,955 円 (▲70 円)	2,756 円 (▲199 円)
激変緩和措置	—	▲216 円	▲172 円	—
<b>適用接続料</b> (括弧内は前年度からの増減率)	<b>2,835 円</b> (▲5.9%)	<b>2,809 円</b> (▲0.9%)	<b>2,783 円</b> (▲0.9%)	<b>2,756 円</b> (▲1.0%)
前年度からの増減額	▲178 円	▲26 円	▲26 円	▲27 円
<b>NTT西日本</b>				
1芯当たり単価※4	3,061 円	3,047 円	2,895 円	2,777 円
光ファイバ(主回線部分)	2,733 円	2,774 円	2,634 円	2,525 円
FTM	94 円	82 円	70 円	62 円
施設設置負担加算料	141 円	130 円	130 円	129 円
局外スプリッタ※5	93 円	61 円	61 円	61 円
乖離額※6	▲179 円	▲7 円	+186 円	±0 円
激変緩和措置を講じない場合の接続料 (括弧内は前年度からの増減額)	2,882 円 (▲964 円)	3,040 円 (+158 円)	3,081 円 (+41 円)	2,777 円 (▲304 円)
激変緩和措置	—	▲193 円	▲269 円	—
<b>適用接続料</b> (括弧内は前年度からの増減率)	<b>2,882 円</b> (▲25.1%)	<b>2,847 円</b> (▲1.2%)	<b>2,812 円</b> (▲1.2%)	<b>2,777 円</b> (▲1.2%)
前年度からの増減額	▲964 円	▲35 円	▲35 円	▲35 円

※1 1芯当たりの月額料金。

※2 上記のほか、分岐端末回線ごとに回線管理運営費(東:61 円、西:65 円(H26 年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 H25 年度の数值は、現行接続料算定(H23 年認可申請)の際の予測値。

※4 1芯当たり単価には、乖離額及び災害特別損失を含まない。

※5 局外スプリッタは、実績原価方式で算定(H26 年度以降の数值は、現在申請中の H26 年度接続料)。

※6 H26 年度接続料で調整される乖離額は H24 年度実績値に基づくもの。H27 年度接続料で調整される乖離額は直近の実績値を基に算定した予測値に基づくもの。H28 年度接続料で調整される乖離額は現時点で未定のため 0 円として算定(H28 年度以降の接続料で調整される乖離額の詳細は後述)。

(参考)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
NTT東日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値※)	2,629 円	2,410 円	2,215 円	2,050 円
	配賦見直し影響額	+361 円	+581 円	+648 円	+706 円
NTT西日本	配賦見直しがなかった場合の1芯当たり単価(試算値※)	2,775 円	2,488 円	2,266 円	2,081 円
	配賦見直し影響額	+286 円	+559 円	+629 円	+696 円

※ 配賦方法見直し後の接続料単価を基に試算。



### 3. シェアドアクセス方式における複数年段階料金を適用する光信号主端末回線に係る接続料(いわゆるエントリーメニュー)

本件申請では、現在設定されている平成25年度適用開始分のエントリーメニューに係る接続料が、情報通信審議会・郵政行政審議会答申(「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」)を踏まえた算定方法(※)により、平成26年度適用開始分のものに変更するものである。

※ エントリーメニューが適用される芯線のうち、開通から1年に満たないものについては、情郵審同答申を踏まえて算定した割引率に基づき、通常の光信号主端末回線(以下「通常メニュー」という。)に係る接続料から一定額を低減させた料金が適用される。

開通後3年目のものについては、1年目の低減額及び当該低減額に係る利息を3年目に適用される通常メニューに係る接続料に加算した料金が適用される。

#### ■エントリーメニューに係る接続料

(タイプ1-1)

適用時期	NTT東日本	NTT西日本	[参考]現行メニュー (H25年度適用開始分)	
			NTT東日本	NTT西日本
H26年4月1日から H27年3月31日まで に適用する料金 <sup>※1</sup> (接続開始日から1年未満の場合)	2,317円 <▲39円 <sup>※2</sup> >	2,349円 <▲29円 <sup>※2</sup> >	2,356円	2,378円
H27年4月1日から H28年3月31日まで に適用する料金 (接続開始日から1年以上 2年未満の場合)	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 <sup>※3</sup> )	H27年度の通常メニューの 接続料と同額(円 <sup>※3</sup> )	H26年度の通常メニュー の接続料と同額	
H28年4月1日以降 に適用する料金 <sup>※4</sup> (接続開始日から2年以上 3年未満の場合)	H28年度の通常メニューの 接続料 <sup>※3</sup> + 503円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H28年度の通常メニューの 接続料 <sup>※3</sup> + 511円(1年目の低減額 及び低減額に係る利息)	H27年度の 通常メニュー の接続料 + 491円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)	H27年度の 通常メニュー の接続料 + 518円(1年 目の低減額 及び低減額 に係る利息)

※1 乖離額調整後の料金。

※2 現行メニューに係る接続料からの低減額。

※3 H27年度以降に適用される通常メニューに係る接続料は、別途認可申請がなされる予定。

※4 適用開始から3年が経過した後は、該当する年度の通常メニューに係る接続料が適用される。

### 4. 本件申請接続料の算定期間(平成26年度～28年度)において生じる乖離額の調整

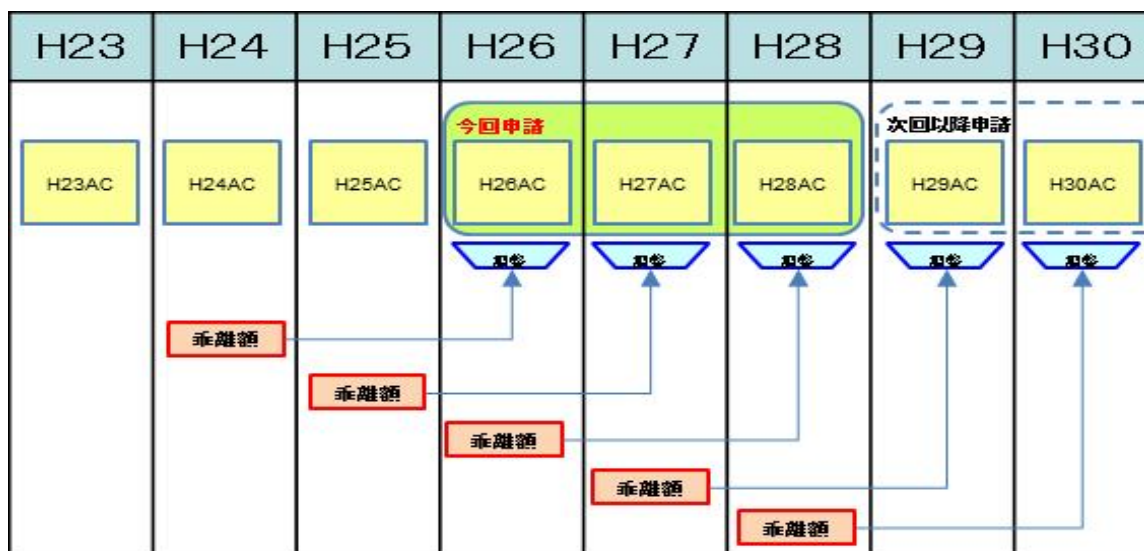
#### (1)概要

本件申請では、現行接続料の算定期間同様、平成26年度から平成28年度までの各年度における費用の実績値と収入の実績値の差額について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とする乖離額調整の仕組みが以下のとおり盛り込まれている。

## ■調整するタイミング

平成26年度以降、毎年接続料収支の実績値が判明する度に、速やかに調整を行う。具体的には、平成26年度分の接続料収支が平成27年度中に判明した場合、その都度速やか（平成27年度中に、平成26年度分の差額を平成28年度接続料に反映させるための調整（補正申請）を行うこととなる。

（イメージ）



※平成25年度分の乖離額は一部予測値であるため、接続料収支の実績値が出た後にその差額を平成27年度接続料で調整。

※乖離額の調整により、接続料の水準に急激な変動が生じるおそれがある場合には、乖離額を複数の算定期間に分けて調整が行われる。

## ■調整する額

接続料収入の実績値と接続料原価の実績値の差額。

## （2）現行接続料規則における位置づけ

現行接続料規則上、将来原価方式における調整額は 0 と規定（同規則第12条の2第1項）されており、乖離額調整は認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

しかし、現行接続料においては、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日付け情郵審第32号）において、当該接続料算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

NTT東西は、本件申請と併せ、将来原価方式においても乖離額の調整を行う目的で、接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請を行っている。

上記許可申請は、将来原価方式が、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は、

今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、IP ブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること、更に、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等から、本件申請接続料の算定期間（平成26年度から平成28年度まで）において生じる乖離額を、事後的に調整するために行われたものである。

# 審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められてい	—	該当事項なし。

ること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)		
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
10 法第 8 条第 1 項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 6 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 7 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 8 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第 15 条の 2 ただし書の規定による場合は、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 9 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 10 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 11 号及び審査基準第 15 条(1)㍑)	—	該当事項なし。
16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第 15 条(2))	適	接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なものと認められる。なお、配賦方法の見直しに伴う激変緩和措置、本件申請接続料の算定期間において生じる乖離額の調整及び災害特別損失の扱いについては別記のとおり。
17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第 15 条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第 15 条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別記)

## 1. 配賦方法見直しに伴う激変緩和措置の扱いについて

本件申請では、メタル回線のコストの在り方に関する検討会報告書（平成25年5月。以下「メタル検討会報告書」という。）を受けた施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線との配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料の上昇を緩和するための激変緩和措置が講じられている。当該措置は、加入光ファイバ接続料の原価の一部を控除するものであり、機能ごとに接続料の原価を定めることとする接続料規則第8条第1項の例外として同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

メタル検討会報告書では、加入光ファイバ接続料が前年度よりも上昇する場合には、メタル回線の接続料と加入光ファイバ接続料への影響のバランスをとる観点から、見直しの影響を単年度ではなく複数年度で反映する等の緩和措置を講ずることが提言されている。

配賦方法の見直しに伴う加入光ファイバ接続料への影響の緩和措置（以下「激変緩和措置」という。）については、以下の観点から検討した結果、一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

### (1) 激変緩和措置の規模が配賦方法の見直しの影響額の範囲内であるか否か

メタル検討会報告書を踏まえた激変緩和措置は、施設保全費等のメタル回線と光ファイバ回線への配賦方法の見直しの影響緩和する目的で実施されるものであるから、配賦方法の見直しの影響額を超えない範囲内で実施することが求められる。

この点について、NTT東西が試算した、配賦方法の見直しに伴う1芯当たりの影響額及び1芯当たりの激変緩和措置は下表のとおりであり、平成26年度接続料及び平成27年度接続料における激変緩和措置はいずれも配賦方法の見直しに伴う影響額の範囲内にとどまるものと認められる。

#### (シングルスター方式)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT 東日本	配賦見直し影響額	+601円	+678円	+746円
	激変緩和措置	▲235円	▲195円	—
NTT 西日本	配賦見直し影響額	+593円	+683円	+768円
	激変緩和措置	▲268円	▲333円	—

#### (シェアドアクセス方式)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
NTT 東日本	配賦見直し影響額	+581円	+648円	+706円
	激変緩和措置	▲216円	▲172円	—
NTT 西日本	配賦見直し影響額	+559円	+629円	+696円
	激変緩和措置	▲193円	▲269円	—

(2) 平成26年度から平成28年度までの接続料を年度ごとに低廉化するよう激変緩和措置を行うことが妥当であるか否か

本件申請における激変緩和措置は、平成26年度から平成28年度までの接続料を毎年度同額程度低廉化させるものとなっている。

上記措置により、加入光ファイバ接続料の低廉化が引き続き図られ、FTTH市場の活性化が期待できることから、上記措置はFTTHサービスの提供コストを低廉化し、もって事業者間競争を促進するという政策的要請にも合致する妥当なものであると認められる。

(3) 平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料が前年度と比較して上昇しているか否か

メタル検討会報告書では、平成26年度及び平成27年度の加入光ファイバ接続料について、その水準が前年度よりも上昇する場合に激変緩和措置をとることが適当とされている。

この点については、平成26年度についても、平成27年度についても、シングルスター方式及びシェアドアクセス方式に係る接続料は、NTT東西ともに、前年度の接続料を上回っているものと認められる。

(シングルスター方式)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
NTT 東日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,394円	3,310円	
	適用接続料	3,203円	3,159円	3,115円	3,072円
	差額※		+191円	+151円	
NTT 西日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,474円	3,525円	
	適用接続料	3,220円	3,206円	3,192円	3,178円
	差額※		+254円	+319円	

※前年度の適用接続料と、当年度の激変緩和措置を講じない場合の接続料との差額

(シェアドアクセス方式)

		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
NTT 東日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,025円	2,955円	
	適用接続料	2,835円	2,809円	2,783円	2,756円
	差額※		+190円	+146円	
NTT 西日本	激変緩和措置を講じない場合の接続料		3,040円	3,081円	
	適用接続料	2,882円	2,847円	2,812円	2,777円
	差額※		+158円	+234円	

※前年度の適用接続料と、当年度の激変緩和措置を講じない場合の接続料との差額



2. 本件申請接続料の算定期間（平成26年度～28年度）において生じる乖離額の調整について

現行接続料規則上、将来原価方式における乖離額は0と規定（同規則第12条の2第1項）されており、乖離額調整制度は認められていない。

これは、将来原価方式においては、申請者であるNTT東西が自らの経営情報や経営判断等に基づき接続料原価を算定するとともに、将来の合理的な需要の予測値を用いて接続料を算定することとされており、予測と実績の乖離が事後的に発生した場合は予測を行った申請者が自ら責任を負うべきもの等の考え方に基づくものである。

しかし、現行接続料においては、情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成23年3月29日付け情郵審第32号）において、当該接続料算定期間に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

NTT東西は、本件申請と併せ、将来原価方式においても乖離額の調整を行う目的で、接続料規則第3条ただし書に基づく特別の許可を求める申請を行っている。

上記許可申請は、将来原価方式が、一定の予測に基づく算定方法であり、実績原価・需要は、今後のサービス・技術動向や経済情勢、消費動向、他事業者の営業戦略等により変化するため、構造上、予測との乖離が不可避であることを踏まえると、本来、将来原価方式にも乖離額を調整する仕組みが必要であること、IPブロードバンド通信市場は、特に技術の変化や市場・競争環境の変化が激しく、予測と実績が大きく乖離する可能性があること、更に、本件申請においては自社、他社ともに積極的に需要を見積もっていること等から、本件申請接続料の算定期間（平成26年度から平成28年度まで）において生じる乖離額を、事後的に調整するために行われたものである。

こうした措置については、以下の観点から検討した結果、今回の接続料算定期間に限り、特例的に認めることが適当である。

(1) NTT東西利用分の需要予測

NTT東西利用分の需要予測について、本件申請において用いられているフレッツ光の契約数の予測は下表のとおりであり、フレッツ光の契約純増数が年々減少する中、一定程度の積極的な需要見積りが行われているものと評価できる。

■フレッツ光契約数の需要予測(万契約)

			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
NTT 東 日 本	予測 ※1	年度末契約数	1,003	1,128	1,253	1,075	1,125	1,175
		純増数	125	125	125	50	50	50
	実績	年度末契約数	935	975	※2(999)			
		純増数	84	40	※2(24)			
NTT 西 日 本	予測 ※1	年度末契約数	742	827	912	855	905	955
		純増数	85	85	85	50	50	50
	実績	年度末契約数	721	755	※2(769)			
		純増数	66	34	※2(14)			



※1 平成23年度から平成25年度までの予測値は、現行接続料算定時のもの。

※2 平成25年度の( )内の数値は、9月末時点のもの。

## (2) 他事業者利用分の需要予測

他事業者利用分の需要予測については、シングルスター方式で過去3年間の最大の純増数等を用いて需要を見込み、シェアドアクセス方式では平成25年度における分岐端末回線の利用申込数等を用いて芯線数を見込むなど、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込んでいるものと評価できる。

### ■ ダークファイバに関する需要予測の考え方 ※1

	現行接続料算定時の考え方	純増数 ※2 (H25-28)	本件申請における算定の考え方	純増数 (H25-28)
シングルスター方式	過去3年間の <u>純増数の平均値</u> を毎年の純増数として芯線数を算出。	(NTT 東) 17.2 万芯  (NTT 西) 16 万芯	①H25年度の芯線数の純増数： 過去3年間の <u>最大の純増数</u> （平成24年度の対前年純増数）として算出。 ②H26年度以降の芯線数の純増数： <u>前年度の純増数に過去3年間の純増数の差分の平均値を加えた芯線数が増加するもの</u> と予測。	(NTT 東) <b>25 万芯</b>  (NTT 西) <b>19 万芯</b>
シェアドアクセス方式	各年度の <u>NTT東西の芯線数に、NTT東西の芯線数に占める 接続事業者の芯線数の割合を踏まえた比率を乗じて算出。</u>	(NTT 東) 22.6 万芯  (NTT 西) 1.6 万芯	①既存参入事業者の利用分： H26年度からH28年度までの間、H25年度上期実績純増数の2倍ずつ純増していくものとし、これに加えて、 <u>当該事業者のエリア拡大が具体的に予定されているものについては、当該エリア拡大の計画値を踏まえて芯線数を算出。</u> ②新規参入事業者の利用分： H25年度における分岐端末回線の利用申込数を平成26年度から平成28年度まで用い、 <u>既存事業者の過去のエリア拡大時の契約数等を踏まえて芯線数を算出。</u>	(NTT 東) <b>24.5 万芯</b>  (NTT 西) <b>17 万芯</b>

※1 フレッツ光については、現行接続料算定時の需要の算定の考え方と本件申請における考え方に相違はない。

※2 上記「現行接続料算定時の考え方」における純増数は、現行接続料算定時における考え方に基づき、平成25年度から平成28年度までの芯線純増数を算出した場合の数値。

■ 芯線純増数に占めるNTT東西と他事業者の割合

			23年度 ※1	24年度 ※1	25年度 ※1	26年度 ※2	27年度	28年度
NTT 東 日 本	自社	芯線純増数	217千芯	187千芯	138千芯	68千芯	36千芯	38千芯
		総芯線純増数に占める割合	81%	79%	73%	37%	23%	23%
	他社	芯線純増数	50千芯	51千芯	50千芯	118千芯	120千芯	129千芯
		総芯線純増数に占める割合	19%	21%	27%	63%	77%	77%
NTT 西 日 本	自社	芯線純増数	201千芯	102千芯	98千芯	138千芯	88千芯	80千芯
		総芯線純増数に占める割合	85%	74%	73%	62%	48%	46%
	他社	芯線純増数	36千芯	36千芯	36千芯	85千芯	95千芯	93千芯
		総芯線純増数に占める割合	15%	26%	27%	38%	52%	54%

※1 平成23年度から平成25年度までの数値は、現行接続料算定（平成23年認可申請）の際の予測値。

※2 平成26年度の数値は、本件申請における平成25年度の予測値と平成26年度の予測値との比較。

上記（1）及び（2）のとおり、NTT東西は、今回の接続料算定に当たり、単にこれまでの利用状況や市場動向を踏まえるだけでなく、電気通信市場全体の今後の環境変化等も予測し、ダークファイバの需要を含め、これまでの実績値を用いて合理的に予測できる範囲において積極的な需要増加を見込むことで接続料の低廉化を図っている。一方で、本件申請接続料の算定期間においては、現在の芯線数の純増数における他事業者の割合の増加等に鑑みると、他事業者に起因する要因によって予測と実績の乖離が生じるおそれもあり、その場合の実績費用と実績収入の乖離額をNTT東西にのみ負担させることは適当でないため、乖離額を事後的に調整することを特例的に認めることが適当である。

（3） 他事業者の予見性の確保等

① 他事業者の予見性の確保

本件申請における乖離額調整の時期は、現在の接続料算定期間と同様、平成26年度以降に乖離が生じた場合には各年度分について速やかに調整を行うこととされており、接続事業者の予見可能性を一定程度確保しているものと認められる。

② 急激な変動を回避するための措置について

本件申請における乖離額調整の方法は、現行接続料算定期間と同様、毎年度の乖離額を速やかに調整することとされているため、前接続料算定期間（平成20年度から平成22年度まで）における接続料のように複数年分の乖離額が積み上がる懸念はない。また、現行算定方法と同様、接続料水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、複数算定期間に分けて接続料原価に加えるなど、激変緩和措置も講じることとされている。

3. 東日本大震災に起因する災害特別損失の扱いについて

本件申請については、接続料の算定に当たり、平成24年度に計上された東日本大震災

に起因する災害特別損失（※１）のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るもの（※２）を平成２６年度に適用される接続料原価の算定に必要となる平成２４年度における実績費用に算入する措置がとられている。当該措置については、接続料規則にこれを認める規定がないため、同規則第３条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

こうした措置については、平成２４年度接続料及び平成２５年度接続料に係る補正申請においても同様の許可申請が併せ行われ、情報通信行政・郵政行政審議会答申を踏まえ、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると、一定の合理性が認められることから認可した経緯がある。

以上を踏まえ、接続料の算定に当たり、平成２４年度に計上された東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係るものを、平成２６年度に適用される接続料原価の算定に必要となる平成２４年度における実績費用に算入する措置については、東日本大震災の特殊性や、接続料の算定に当たっては第一種指定電気通信設備に係る費用を適正に反映する必要がある点に鑑みると一定の合理性が認められることから、これを認めることが適当である。

※１ NTT東日本が平成２４年度に計上した東日本大震災に起因する災害特別損失は合計で７８億円。

※２ このうち、第一種指定設備管理部門の費用として計上された災害特別損失は合計で６５億円。